

○厚生労働省告示第五十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社BMLフード・サイエンスについて、平成二十一年九月十九日をもってその主たる事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月二十四日

厚生労働大臣 長妻 昭

変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地
東京都新宿区西落合二丁目十二番十四号	東京都豊島区池袋二丁目五十一番十三号